村営住宅募集の入居資格等

１　入居資格

(1)一般入居資格

次の条件を全て具備する方

ア　現に、中学生以下の子供を有するか、これから育てる夫婦。

イ　国税、地方税を滞納していない者であること。

ウ　現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

エ　その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条第６号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)ではないこと。

オ　村営住宅が存する地区の地域組織(区、自治会等)に加入し、地域活動への参加が可能な者であること。

(2)外国人の入居資格

法務大臣から永住の許可を受けた方、又は外国人登録者で在留実績が１年以上又は在留することができる期間が１年以上の方で、住宅に困窮しており、かつ一般入居資格の条件を全て具備する方。

２　申込方法

(1) 入居申込用紙は喬木村役場建設環境課環境林務係もしくは、村ホームページにて配布します。

(2) 申込は１世帯１回に限ります。

(3) 申込に必要な書類

・村営住宅入居申込書

・暴力団員ではない確約書

・住民票の写し（入居予定者全員の記載があり、続柄が省略されていないもの）

＊　外国人の方は登録原票記載事項証明書

＊　婚姻を予定している方は、仲人か双方の両親の証明書を添付する。

・１５歳以上の者全員（就学者は除く）の市町村長が発行する所得証明書

＊　変更がある場合には、現在の仕事の給与証明書を添付する。

・１５歳以上の者全員（就学者は除く）の市町村長が発行する納税証明書

３　選　考

入居者の選考にあたっては、富田若者住宅の建設目的に合致し、コミュニティ活動に積極的に参加していただける入居者を決定します。

４　家　賃

家賃は月額　４２，０００円　です。（光熱水費は別途自己負担）

５　入居開始日

令和８年１２月以降

６　その他

・入居の際には、連帯保証人２名（うち１名以上は血縁者）を立てていただき、敷金（家賃の３ヶ月分）を納入していただきます。

・入居の期限は、末子の義務教育終了（中学卒業）までになります。また、定住を希望される場合は住宅の売却をいたします。

・村営住宅退去の際には、畳の表替・襖及び障子の張替等の個人負担をしていただきます。

・テレビ視聴には難視聴地域であるため CATV に加入いただくことになります。
月額 1,417 円を家賃と合わせて納入いただきます。